

鳥取県介護テクノロジー定着支援事業補助金に関するQ&A

(令和7年7月23日現在)

No.	質問	回答
1	交付決定後の経費のみが対象か。	今年度に着手されたものであれば、交付決定前のものでも対象となります。
2	補助要件となっている研修を過年度に受講したが、今年度も受講が必要か。	過年度に同様の研修を受講している場合でも、他の担当者が受講するなど、今年度も受講が必要です。
3	介護ソフトの5年間の使用権（ライセンス）を購入する場合、購入した年度に全額を補助対象として扱って良いか。	補助金額については、使用権（ライセンス）期間で判断するのではなく、使用権（ライセンス）を購入した際の支払金額で判断してください。例えば、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトでも、当年度に全額支払った場合は全額が補助対象となります。一方、使用権（ライセンス）が複数年の介護ソフトで支払金額が1年分（毎年払い）であれば、1年分の金額が補助対象となります。については、「補助対象額＝当年度の支払金額」となります。
4	補助要件であるケアプランデータ連携システムの利用や「SECURITY ACTION」の宣言は、交付申請時点で行っている必要があるのか。	補助要件で求めているものについては、実績報告時までに行う必要があります。よって、交付申請時にまだ対応していない場合は、業務改善計画書の該当箇所は空欄で構いません。